

事務連絡
令和8年1月15日

各位

文系管理課長

他機関からの科研費分担金の執行及び会計書類提出期限について

他機関所属の研究代表者より配分されている科研費分担金について、研究代表者の所属機関に収支報告を行う必要があることから、例年早めに年度内の執行を完了していただくようお願いしております。

他機関からの科研費分担金の執行及び各会計担当への書類提出については、以下のとおりお願いいたします。なお、その他予算の執行期限等は、別途通知を行う令和8年1月15日付7都立大管文第1198号「令和7年度末の会計書類の提出について」をご参照ください。

記

1 執行期限および会計書類提出期限・・・令和8年2月20日（金）

計画的な執行をお願いいたします。期限までの執行及び会計書類提出が難しい場合は、研究代表者所属機関への連絡も必要となりますので、事前に各会計担当まで必ずご相談ください。研究代表者所属機関からの依頼により、上記の期限より前倒して期限を設定するものについては、個別にご連絡させていただきます。

2 執行残高の確認方法

財務会計システム（GrowOne）により、研究費の執行状況について確認をお願いします。

※GrowOne 財務会計 V3へのログインは学内限定のため、学外においてアクセスができない場合は各会計担当までご連絡いただければ、その時点での予算差引状況をお伝えします。

3 留意事項

（1）補助金分及び最終年度の基金助成金の分担金について

他機関からの科研費分担金について、補助金（課題番号にHがつくもの）、最終年度の基金助成金（課題番号にKがつくもの）は、出来る限り使い切っていただきますようお願いいたします。未使用額が発生した場合、研究代表者の所属機関に一度返還した上で、研究代表者の所属機関から日本学術振興会等に返還してもらうよう依頼することとなります。万が一返還額の発生が判明した場合は、研究分担者から研究代表者にご相談いただくとともに、必ず下記担当まで速やかにご連絡ください。

(2) 一般財源研究費との合算使用による経費の執行について

科研費では、使途に制限のない他の研究費（運営費交付金や寄附金等）を加えて使用する場合について、経費支出割合を決めず合算使用を認めております。合算使用による経費の執行について、令和4年2月1日付3東公法経企第375号「一般財源研究費と科学研究費助成事業又は外部資金研究費の合算使用の取扱いについて（通知）」を御確認いただき、適正な執行への御協力をお願いいたします。

（科研費担当）

文系管理課 会計係 科研費担当

Tel : 042-677-1111 内線 1114、1133

Mail : bunkei-kakenhi@jmj.tmu.ac.jp